

# いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和3年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	教員会議等で意識啓発を行うとともに、教職員用学内Web掲示板に機構のいじめ防止等対策ポリシー等を掲示した。	引続き継続する。	-
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	R3年度については、開催予定日に重大事案に係る招集により、中止になるなどしたため、定期的を開催することができなかったが、招集時にいじめの疑いのあるものについては、情報共有を行うとともに、今後の対応についても検討するなどした。	令和4年度は定期的を開催を行いながら、重大案件時等にも継続して情報共有できるようにしている。	令和4年4月
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	コロナの影響により、対面研修が中止となったため、個別に教職員が本校カウンセラーに相談できる体制を整え、高専機構本部から提供のあった「いじめ防止等研修動画」の視聴を周知した。また学校医（精神科医）の先生にお越しいただき、学生相談室教職員といじめに関する情報交換会を行うなどした。	引続き継続する。	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	教員会議、学内教職員向けウェブサイト、学生便覧等に掲載し全教職員に周知した。	引続き継続する。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	教員会議、学内教職員向けウェブサイト等に掲載し全教職員に周知した。	引続き継続する。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	教員会議等で教職員が学生の気になる様子を把握した場合、保健室・学生相談室に相談（報告）する事を周知し、情報集約後、学校いじめ対策委員会に報告することを徹底している。また、新人教職員研修の際にも周知をしている。	引続き継続する。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	役割を定め、周知しているが案件によっては臨機応変に対応を行った。	引続き継続する。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	office365を利用し、関係教職員が最新の情報を共有できるようにした。	引続き継続する。	-
9	令和3年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映した。	引続き継続する。	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケートを定期的に行い、疑いのあるものについては担任の面談を行った。教員会議等で周知し、教職員間で情報共有した。	引続き継続する。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	構成員の1人としてSCを含んでいる、原則SCが得た情報で学生が教職員間で情報を共有してよいと承諾したものについては共有した。また、重大な案件である危険であるとSC等が判断した場合は、学生の承諾なしに情報の共有をすることとしている。	引続き継続する。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	学生に対し講話を年1回実施した。	引続き継続しながら、学生が集合する際に短い時間ではあるが、学生主事からいじめ防止等ガイドラインに基づき、話をするなどしている。	令和4年4月
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	学生便覧に掲載するとともに、講話を行うなどして、理解を深めた。	引続き継続する。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	学生会と協力的いじめアンケートを行うなどした。	引続き継続する。	-
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	引続き継続する。	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめが認知された場合委は、被害・加害の双方の保護者に対して、解決に向けた対応方針を徹底する（R3年度案件なし）	引続き継続する。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部評価委員会等で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明した。	引続き継続する。	-
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	引続き継続する。	-